

事業所税

貸付申告書

のお知らせ

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けている場合は**貸付け等申告書**の提出が必要となります。※

※ 地方税法第701条52-2、松山市市税賦課徴収条例第169条



貸付け等申告書とは

事業所税の納税義務者に、事業所用家屋(貸しビル等)の一部または全部を貸している法人または個人の方に提出義務のある申告書です。

貸付けた日の属する月の翌月の末日までに、「事業所用家屋の貸付け等申告書」の提出が必要です。

- ※ 過去に提出した貸付申告書の内容に変動があった場合も提出が必要です。
- ※ 既に貸付申告書のご提出をされている方にもお送りしています。



Q&A

よくある質問(事業所用家屋の貸付け等申告書について)

Q

第37号様式において、①「家屋の延べ床面積」とは何か。

A

専用床面積+共用床面積の合計です。(詳細が②+⑤+⑥+⑦)

Q

専用床面積、共用床面積とは何か。

A

専用床面積:その事業者が事業のために専用で使用している部分

共用床面積:廊下や階段など他テナントと共同で使用している部分

Q

物件番号や構造など、わからない部分はどうすればいいか。

A

不明な部分に関しては、空白でご提出ください。

ただし、総面積・使用者名・使用者への貸付け面積は必ず記載してください。

Q

所有している物件を全部まとめて1つの申告書に書いていいか。

A

貸付け等申告書は「1棟」ごとに作成をお願いします。

Q

使用者に事業所税の申告義務があるかわからない場合はどうしたらいいか。

A

使用者に直接お問い合わせください。それでもわからない場合は、事業所税の納税義務者の有無にかかわらず対象家屋について貸付け等申告書の提出をお願いいたします。

<お問い合わせ先>



松山市役所 理財部 市民税課 事業所税担当

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

HP: <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html>

☎: 089-948-6301

FAX: 089-934-1802

貸付申告書はこちら↓

